

【素案】

北九州市ホームレス自立支援実施計画
(第4次)

年 月

北九州市

目 次

第1 総 論

1 北九州市ホームレス自立支援実施計画について	1
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の期間	
2 ホームレスの現状等	2
(1) ホームレスの数	
(2) ホームレスの年齢、路上生活の期間及び自立への意欲	
3 実施計画（第3次）のまとめ	3
(1) 全体	
(2) 主な実績	
4 基本目標と個別施策	5
(1) 基本目標	
(2) 個別施策	
○ 図 表	6

第2 個別施策

I 自立支援センターと巡回相談

1 自立支援センターにおける自立支援事業	1 1
2 巡回相談	1 3
3 就業機会の確保	1 4
4 安定した居住場所の確保	1 4
5 保健及び医療の確保	1 5
6 生活保護法による保護の実施等	1 6
7 その他必要な事項	1 7

II 地域で取り組むホームレス自立支援

1 市民、地域団体、NPO等の民間団体との連携	1 8
2 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重	1 8
3 公共施設の適正な利用の確保	1 9

北九州市ホームレス自立支援実施計画（第4次）

第1 総論

1 北九州市ホームレス自立支援実施計画について

(1) 計画の目的

北九州市では、平成16年度から、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者に対し、地域において健康で文化的な安定した生活を送ることを支援するため、ホームレスの人権に配慮し、かつ地域の理解と協力を得つつ必要な施策を講じる「北九州市ホームレス自立支援実施計画（以下「実施計画」という。）」を策定し、総合的かつ計画的に施策を推進することで、ホームレスに関する諸問題の解決を図ってきた。

これらの取組みの結果、ホームレス数は大幅に減少し、その多くが就労自立するなど、大きな成果があがっている。

平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期な支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行され、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含めて広く対象とされた。

また、平成29年8月が法期限であったホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「ホームレス自立支援法」という。）が、同月、10年間延長され、平成30年7月、国の新しい基本方針「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（平成30年7月31日告示）」が策定された。

本計画は、これまでの実施計画とその成果を踏まえ、これまでの取組みを基本的に継続しつつ、地域の理解と協力を得ながら、更にきめ細かくかつ着実に施策を推進することにより、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを目的とする。

(2) 計画の位置付け

ホームレス自立支援法に基づき、国の新たな基本方針及び「福岡県ホームレス自立支援実施計画（第4次）」に即して、北九州市におけるホームレスに関する諸問題の解決を図る施策を実施するための計画とする。

また、本計画（第4次）では、平成30年8月に策定された「北九州市SDGs未来都市計画」が目指す17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」をはじめとした各分野のゴールの達成に向け、各施策を推進する。



（3）計画の期間

平成31年度（2019年度）から平成35年度（2023年度）まで（5年間）
（ただし、この期間中にホームレス自立支援法が失効した場合は、同法の失効する日までとする。このほか、特別の事情がある場合には、この限りではない。）

2 ホームレスの現状等

（1）ホームレスの数

平成11年10月に本市が実施したホームレス数の概数調査では166人のホームレスが確認され、平成16年7月の調査では434人まで増加した。

その後、平成16年9月のホームレス自立支援センター北九州（以下、「自立支援センター」という。）設置以来、ホームレス数は減少を続け、平成20年9月にはピーク時（平成16年7月）の3分の1程度の152人にまで減少した。

リーマンショック後に一旦増加したものの、再度減少を続け、平成23年から平成26年は100人前後で推移し、その後、平成28年以降は毎年60人台となっており、平成30年3月末現在、62人のホームレスが確認されている（6ページA図）。

なお、平成25年度から平成29年度までの間に、巡回相談による自立者及び自立支援センター退所者の自立者を合わせて、延べ538人のホームレスが自立している（6ページB図）。

(2) ホームレスの年齢、路上生活の期間及び自立への意欲

(市調査による平成30年3月末現在の状況による。)

50歳以上の者が約80%を占め、平成16年度の実施計画策定以来大きな変化はない。ホームレスの平均年齢は66歳となっている(7ページC図)。

新規相談者においては、ネットカフェ等で生活する若年層からの相談もあり、年齢層は幅広くなっている。

また、ホームレス経験が長期(5年以上)の者の割合は56%であり(7ページD図)、自立支援センター退所者の知的障害や精神疾患のある人の割合は41%となっている(8ページF図)。

就労意欲のある者(仕事をして自立したい者)の割合は78%であり(9ページG図)、自立支援センター利用者の就労率については49%である(9ページH図)。

(3) 今後の見通し

ホームレスが長期化・高齢化する一方で、ネットカフェ等で生活する若年層のホームレスも存在しており、それぞれが抱える問題が多様化している。

また、自立支援センターの運営などの支援施策により、ホームレス数は年々減少し、近年は落ち着きを見せている。

今後、景気や雇用情勢の安定が続けば、この状況が大きく変化することはないと考えられる。

3 実施計画(第3次)のまとめ

実施計画(第3次)の期間:平成26年度から平成30年度まで(5年間)

(1) 全体

実施計画(第3次)は、次の2項目を基本目標とした。

○ホームレスの自立を地域と連携して支援する。

○ホームレス問題を解決し、公共施設の適正な利用を確保する。

実施計画(第3次)に基づく施策の実施により、ホームレス数は計画期間中毎年減少しており、一定の成果をあげている。

これまで、市民・地域団体・NPO等の民間団体の理解と協力、参加を得て、施策を推進してきた。

引き続き、公民の連携に努め、地域社会全体の取組みを深める必要がある。

また、ホームレス数の減少に伴い、公園などにおける目立ったトラブルはなく、強制退去の事例もない。公共施設の適正な利用は概ね確保された状態にある。

(2) 主な実績 (数値については平成26年4月～平成30年6月までの集計)

ア 自立支援センターと巡回相談

自立支援センターをホームレス対策の中心的施策として活用し、ホームレスの就労による自立を支援した。

- ・自立支援センター入所者数 (計 267 名)
- ・技能講習事業受講者数 (延べ 387 名)
- ・就労者数 (計 134 名)

ホームレスやホームレスとなるおそれがある者からの相談を受け付ける窓口を自立支援センター内に設置し、生活全般、多重債務等についても相談に応じた。

- ・相談者数 (延べ 1,040 名)

巡回相談指導として、ホームレスの起居する場所を巡回し、これらの者に直接面接して、生活相談・健康相談を行った。

また、自立支援センターへの入所案内、帰郷のための援助、各種社会福祉施設への入所案内等必要な助言を行った。

- ・路上からの自立 (計 133 名) ※自立支援センター入所者除く

また、退所者に対するアフターケアを行った。

- ・退所者相談 全退所者 (1,253 名) を対象に相談件数 (延べ 71,425 件)

イ 地域で取り組むホームレス自立支援

市民団体、地域団体、NPO等が参加するホームレス自立支援推進協議会を設置し、定期的に開催した。

偏見や差別意識を解消し、人権意識の普及高揚を図るため、人権啓発冊子等でホームレス問題を取り上げ、啓発した。

以上、現状と実施計画(第3次)の成果などを踏まえ、本計画(第4次)を策定する。

4 基本目標と個別施策

(1) 基本目標

本計画は、次の3項目を基本目標とする。

- ホームレスの自立を地域と連携して支援する。
- ホームレス問題を解決し、公共施設の適正な利用を確保する。
- ホームレス個々の状況に応じた自立支援施策を推進する。

(2) 個別施策

個別施策については、基本的にこれまでの実施計画（第3次）を継続する内容とし、自立支援センターを中心とした就労自立支援に努める。

一方、自立支援センター退所者は増加しており、再路上化を防ぐため、地域との連携を図りながら、アフターケアや職業相談事業を積極的に行う。

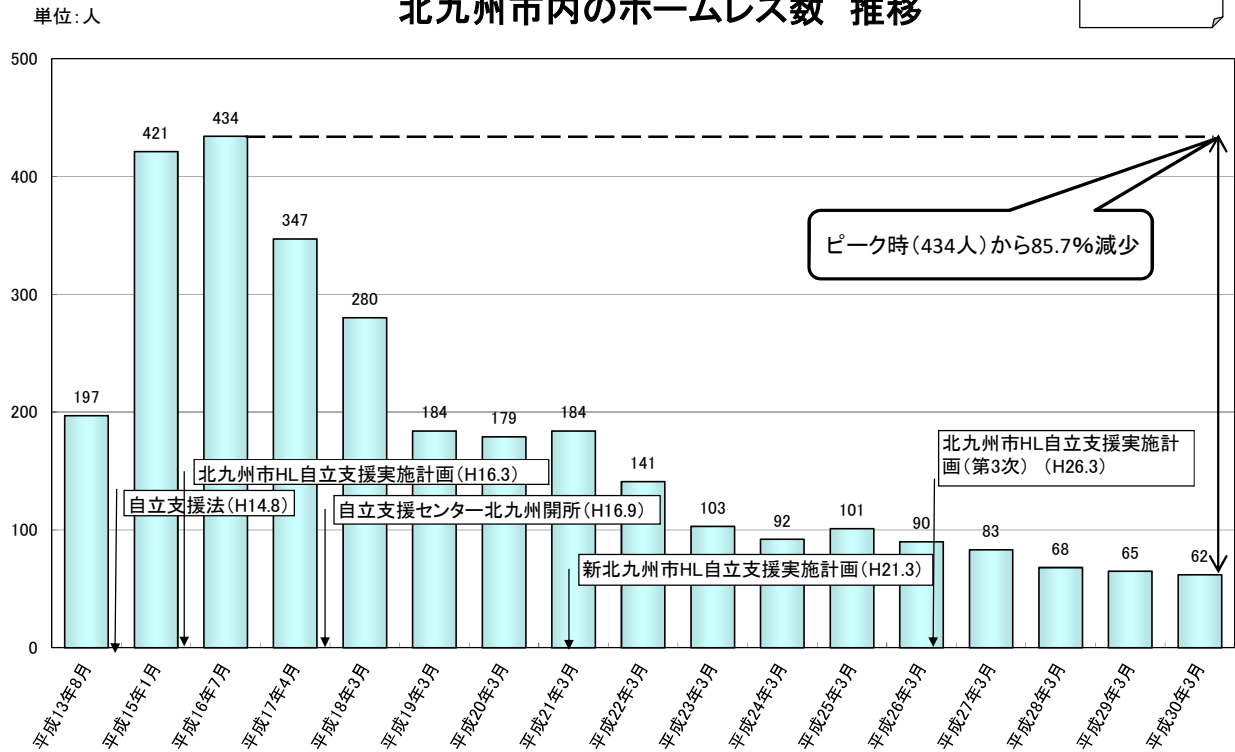
また、相談指導を拒否するなど、ホームレスの期間が長期化した者に対して、粘り強い相談活動を通じ、社会生活に復帰させるため、巡回相談指導の充実に努める。

さらに、平成27年4月に、困窮者支援法が施行されたことから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を含めて、早期かつ包括的な支援を着実に推進する。

今後も、本市のホームレスの状況や国の動向を注視しながら、施策の評価を行い、それらを踏まえ、効果的に事業を実施するとともに次期実施計画を策定する際に適切に反映させる。

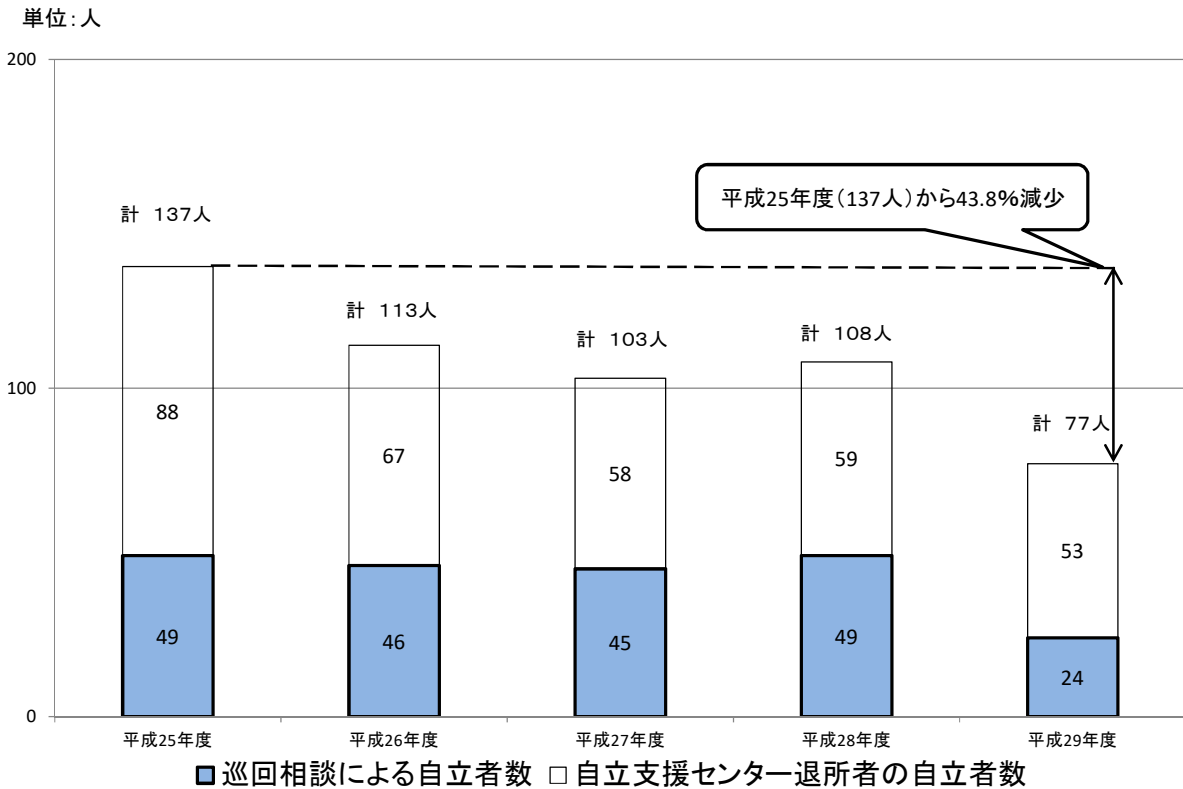
A 図

北九州市内のホームレス数 推移



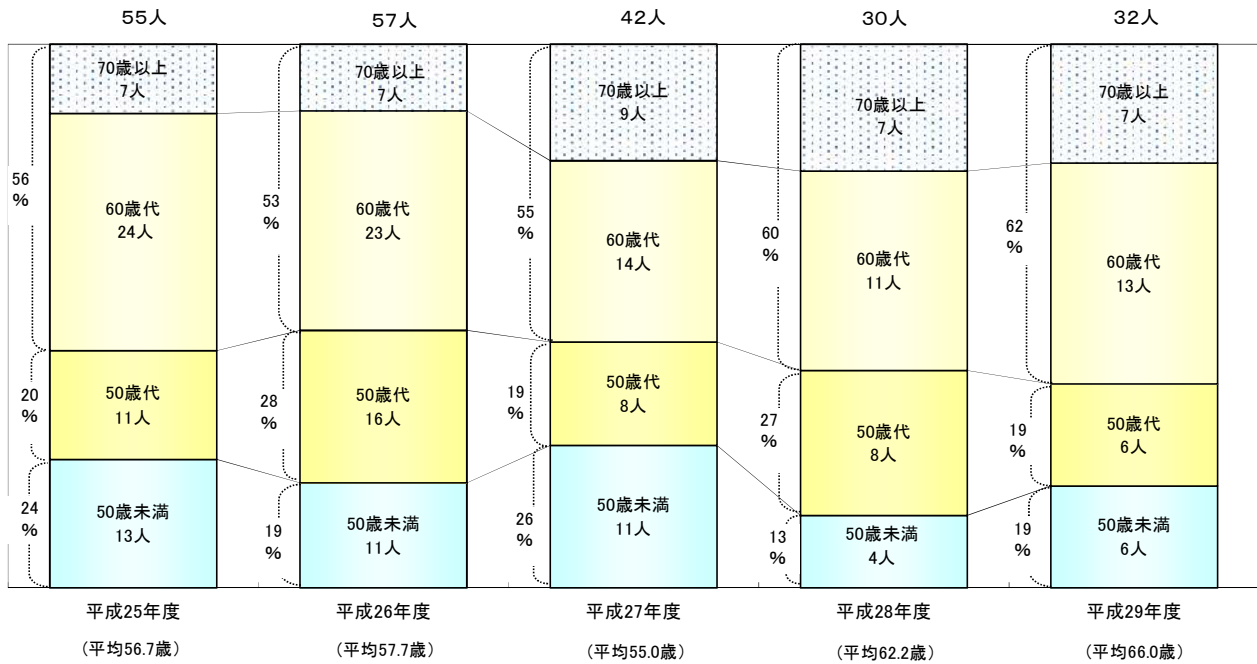
B 図

ホームレスの自立者数



C 図

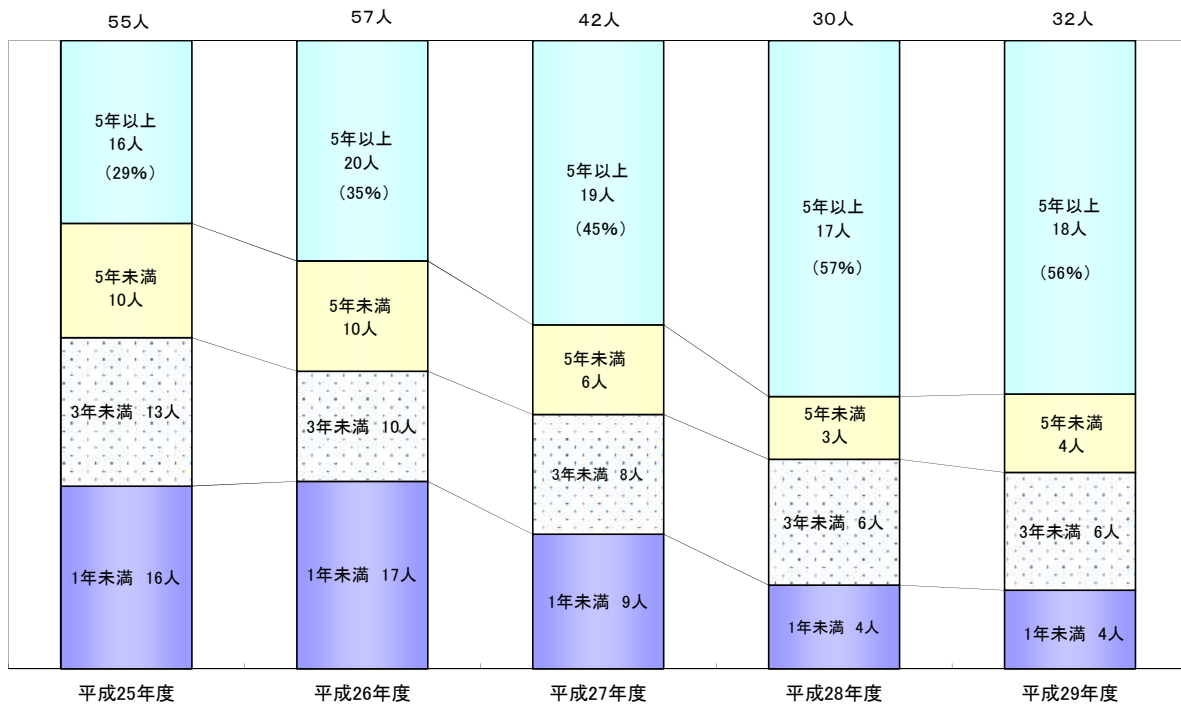
ホームレス年齢構成の推移



※面接聴取修了者の回答による。

D 図

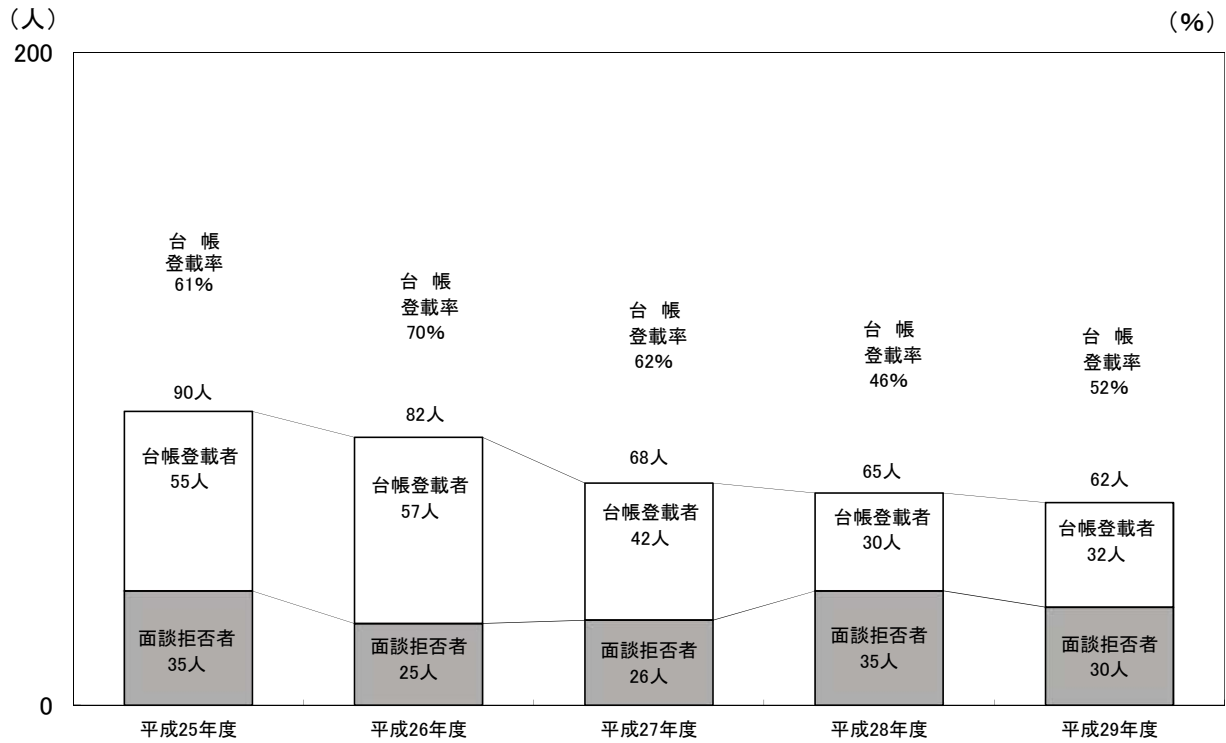
ホームレス経験期間の推移(長期化)



※ホームレス台帳登載者のうち、回答があったものを集計

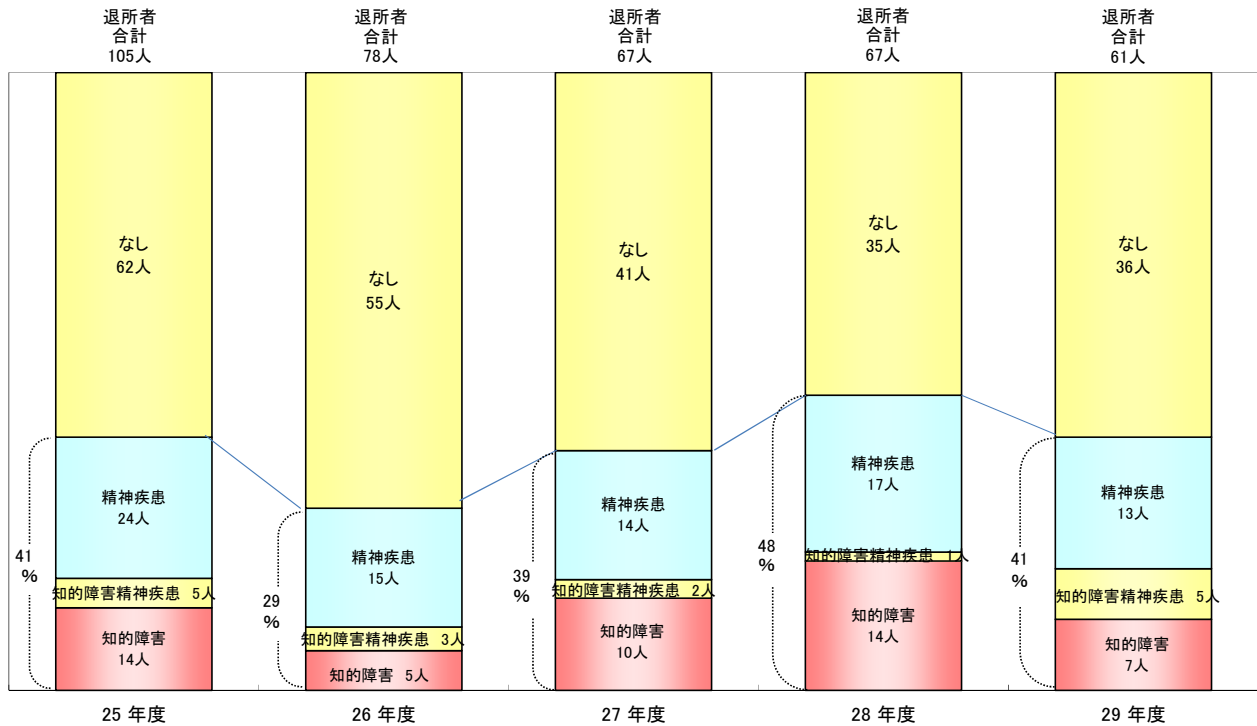
E 図

ホームレス台帳 登載率の推移



F 図

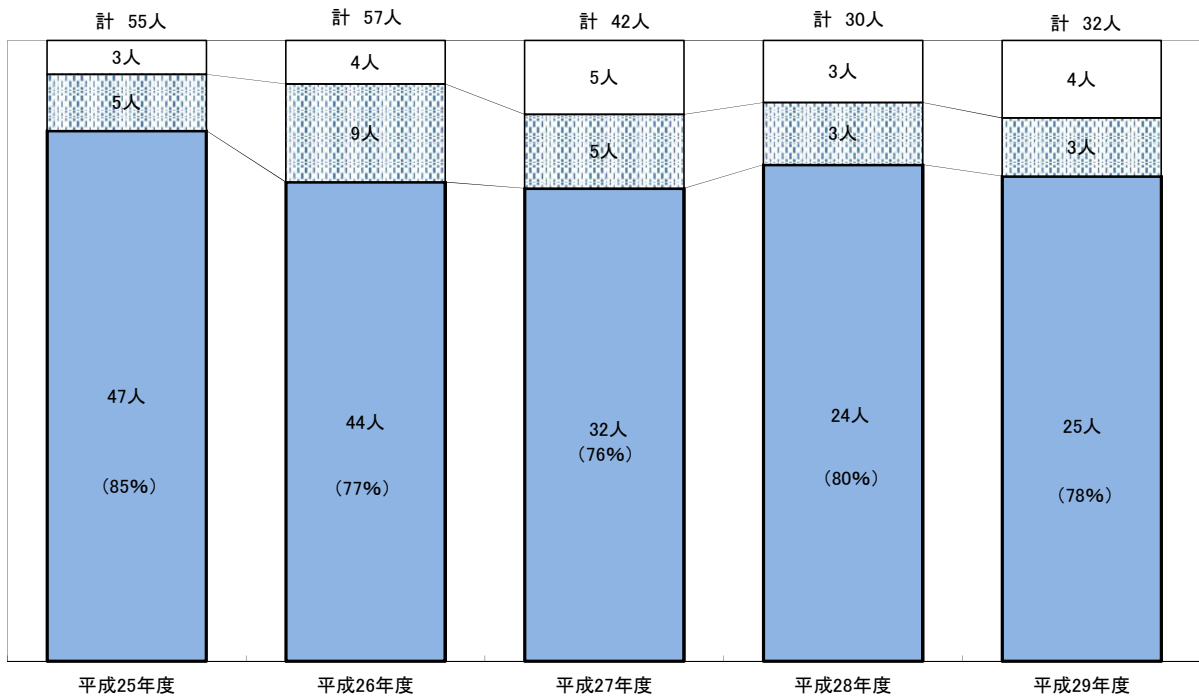
自立支援センター 退所者の知的障害等の状況



※療育手帳又は医師の診断による。精神疾患にはアルコール依存症を含む。

就労意欲(仕事をして自立したい者)の推移

G 図

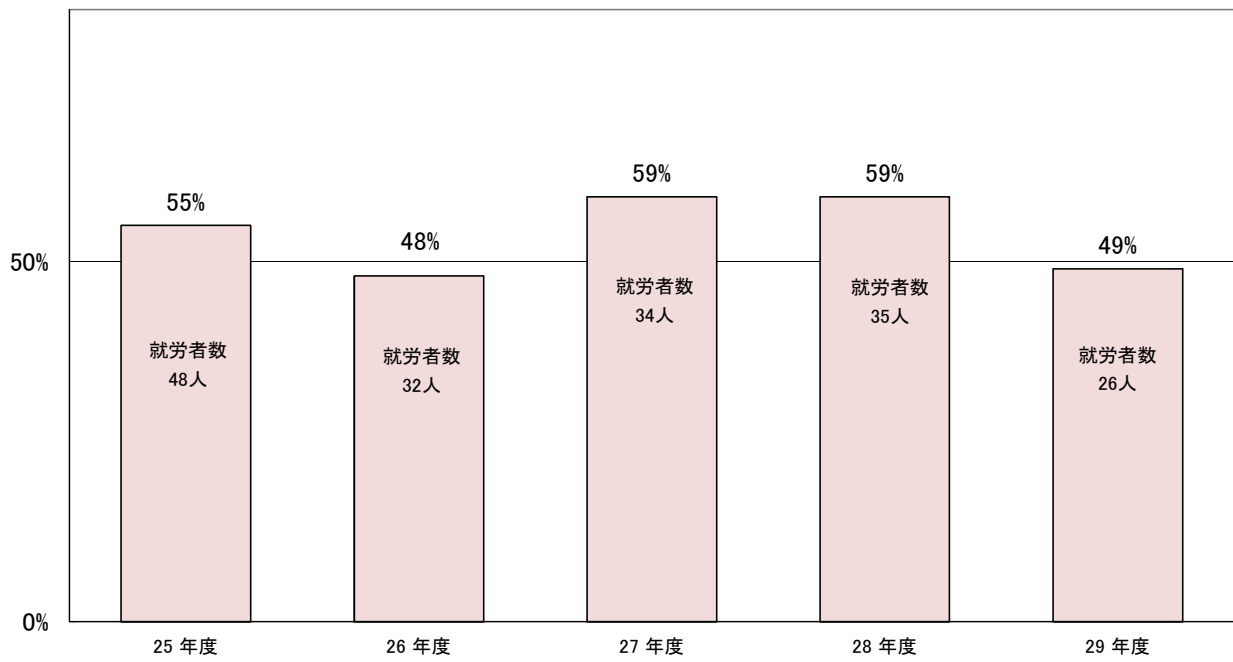


□仕事をして自立したい □福祉を利用したい □わからない等

※面接聴取修了者の回答による。

自立支援センター 利用者の就労率

H 図



※就労率=就労者数/退所者数(総退所者-自主退所者)

第2 個別施策

I 自立支援センターと巡回相談

1 自立支援センターにおける自立支援事業

(1) 自立支援センター

ホームレス対策の中心的施策として「自立支援センター」を活用し、ホームレスの就労による自立を支援する。

名称：ホームレス自立支援センター北九州 設置場所：小倉北区大門 定員：50人

(2) 日常生活上必要なサービスの提供

自立支援センターの入所者に対し、宿所（個室）の提供、食事の提供、入浴、その他日用品の支給など日常生活に必要なサービスを提供する。

(3) 保健医療の確保

入所時の健康診断をはじめとして、医師・看護師・臨床心理士を配置して、定期的な医療相談・健康相談を行うほか、入所者に必要な医療等を確保する。

(4) 自立阻害要因を取り除くための支援

社会生活に必要な生活習慣を身につけるため、自立支援センターに生活相談指導員を配置する。生活相談指導員は、きめ細かな指導援助を行うとともに、住民登録、居住場所や生活用品の確保その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

衣類等の生活用品の確保に当たっては、市民や各種民間団体に対して協力を求める。

(5) 自立支援プランの策定

ホームレスの生活実態や健康状態、路上（野宿）生活までのいきさつ等は個々の状況により異なるため、入所時には、過去の生活状況、親族等の把握や共同生活を行う上で必要なガイダンスを行うとともに、入所者の生活歴や健康状態等、個々の状況に応じた自立支援プランを策定する。

ア 早期自立の促進

自立支援プランの策定に当たっては、個々の状況に応じたきめ細かな期間設定に努めるとともに、可能な限り早期の自立を促す。

イ 精神保健分野などアセスメントの充実

当初のアセスメントの充実に努め、特に、知的障害や精神障害のある人に対応できるよう、精神科医・臨床心理士を積極的に活用する。

ウ 福祉制度の積極活用

自立支援プランの策定に当たっては、福祉制度の利用についても十分に検討し、就労支援に限らず、個々の状況に応じたきめ細かな支援により、入所者の自立を支援する。

(6) 就労支援

入所者への就労支援に当たっては、自立支援プランに基づき、公共職業安定所との密接な連携のもとに、職業相談員と生活相談指導員が協働し、きめ細かな職業相談等を行う。

(7) 地域福祉権利擁護事業などの活用

知的障害や精神障害のある人及び高齢者などで判断能力に不安がある入所者については、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を検討する。

(8) ボランティア活動による指導

入所者によるボランティア活動を実施して、一般就労が困難な入所者にも能力に応じた社会参加を促すなど、生きがいも含めた自立支援を実施する。

(9) 退所者に対するアフターケア

自立支援センターの退所者に対するアフターケアのため、退所者相談員を配置する。

退所者相談員は、各種相談に応じるとともに、必要に応じて生活上の助言・指導を行い、利用期間中に就労できなかった者に対する処遇の確保にも努め、再び路上（野宿）生活に戻ることをないよう支援を行う。

また、自立支援センターで開催している自立支援カフェの利用や職業相談事業の利用を促す。

(10) 再入所

退所後、再ホームレス化した者の再入所についても、本人の意欲・能力や置かれた状況を勘案し、再入所を許可することを検討する。

(11) 緊急入所

高齢者や女性、被災者について、また、年末年始において、必要に応じ、自立支援センターへの緊急入所を行う。

緊急入所者については、早急に、居宅設定や年金調査等の支援を行う。

2 巡回相談

(1) 巡回相談指導

ホームレスの起居する場所等を巡回し、これらの者に直接面接して、生活相談・健康相談等を行うとともに、個々のホームレスの実態を把握するため、自立支援センターに巡回相談指導員を配置する。

巡回相談指導員は、自立支援センターへの入所案内、帰郷のための援助、各種社会福祉施設への入所案内等必要な助言を行う。

(2) 巡回相談指導による社会生活への復帰意欲の喚起

路上（野宿）生活の長期化等から、一般社会生活への復帰意欲を失った者や一般社会生活から逃避している者に対しては、早期の段階で、粘り強い巡回相談指導を通じて社会との接点を確保し、社会生活に復帰させるように努める。

(3) 地域住民等との連携・協力

巡回相談指導においては、地域住民や地域団体、関係機関からの情報提供などが重要であり、情報には即応して連携するなど、地域住民等の連携・協力を得た相談活動に努める。

(4) ホームレス台帳の整備

巡回相談指導員は、相談者に対する総合的・継続的な相談・支援が行えるよう、相談者の生活状況等を記録したホームレス台帳を整備する。

(5) 相談拒否者等への対応

巡回相談指導に応じないホームレスに対しても、巡回相談指導員は、人間関係の形成のため粘り強い説得を行い、社会との接点となるよう努めるとともに、個々の事情の把握に努め、ホームレス台帳への登載に努める。

3 就業機会の確保

(1) 求人開拓及び求人情報等の収集

小倉公共職業安定所の協力により、同所の就業開拓推進員を活用し、ホームレスの就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の入手に努める。

(2) 職業相談及び求人情報の提供

公共職業安定所との連携により、自立支援センターに職業相談員の派遣を受け、職業相談や求人情報の収集・提供等を行うなど、入所者に対する積極的できめ細かな就労支援を行う。また、自立支援センター退所者についても、相談を受ける。

(3) 若年者等の就労支援事業

直ちに一般就労が難しい若年者等について、NPO等の民間団体と連携して、支援付きの就労体験や事業所での軽易な作業機会の提供、公園清掃ボランティアなどを実施する。

(4) 技能講習事業

自立支援センターにおいて、職場で必要とされる技能・資格を習得させ、就労機会の確保を図るとともに雇用の常用化促進を図る国の技能講習事業を実施する。

(5) 事業主等に対する啓発活動

ホームレスの雇用の促進を図るため、ホームレスに関する問題について事業主等が理解を深められるよう、公正採用のチラシ等を活用し啓発を行う。

4 安定した居住場所の確保

(1) 民間賃貸住宅に関する関係団体との協力

低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報が得られるよう、民間賃貸住宅に関わる団体等との連携・協力要請を行い、自立支援センター等において低家賃賃貸住宅に関する情報提供に努める。

(2) 保証人確保に関する支援

賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人については、NPOが保証人を紹介する「保証人バンク」や保証協会を活用する。保証協会の加入料については、生活保護制度等により支援する。

(3) 関係団体へのホームレス問題理解促進

関係団体の研修や会報等を通じ、法の趣旨について周知を図り、ホームレス問題への理解を促進する。

(4) 施設入所者等の支援

知的障害や精神障害のある人及び高齢者について、市営住宅の優先入居制度などを活用するとともに、本人の状態に応じた施設への入所を支援する。

5 保健及び医療の確保

(1) ホームレスへの適切な医療の確保

巡回相談指導事業や区役所における各種相談を通じて、援助を必要としているホームレスの発見に努め、医療の必要があると思われるホームレスが適切な医療を受けられるよう医療機関などの関係機関と密接な連携を図る。

(2) 結核患者に対する服薬指導

結核にり患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問等による服薬指導を実施する。

(3) こころのケア

ホームレスは路上（野宿）生活により健康状態が悪化しているケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合があるため、自立支援センターに入所したホームレスのこころのケアを、精神科医や臨床心理士等を活用して実施する。

また、巡回相談指導員は、関係機関と連携し、必要に応じて面接・訪問を行う。

6 生活保護法による保護の実施等

(1) 医療機関に緊急搬送された場合の生活保護の適用

病気等により、急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、医療機関等との連携を図り、早急に実態を把握した上で、生活保護による適切な保護の実施に努める。

(2) ホームレスの抱える問題・状況を把握し適切な保護を実施

ホームレスの抱える問題・状況（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を十分に把握した上で、自立に向けた指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(3) 居宅生活が困難な者への対応

ホームレスの状況（日常生活管理能力、金銭管理能力等）からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設等において保護を行う。

この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、金銭管理等の必要な支援を行う。

(4) 居宅生活が可能であると認められる者への対応

居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けて就業機会の確保等の必要な支援を行う。

7 その他必要な事項

(1) 女性ホームレスへの対応

巡回相談指導員及び関係機関は、女性のホームレスに対して、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談所など県の機関とも連携して対応する。

(2) ホームレスとなるおそれがある者への対応

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者に対しても、自立相談支援機関や自立支援センターにて積極的に相談を受け付けるほか、地域においては民生委員・児童委員などの関係機関と連携しながら、路上（野宿）生活に至ることのないように配慮する。

(3) 自立支援センターにおける総合相談窓口

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある者からの相談を受け付ける常設の相談窓口を自立支援センターに設置し、生活全般、多重債務等についても相談に応じる。

併せて、市民からのホームレス情報を受け付ける窓口としても活用する。

(4) 関係機関の連携強化

ホームレスは様々な問題を抱えているため、個々の具体的な問題の解決が図れるよう、相談内容に応じて各関係機関（各区役所相談コーナー、法律人権相談など）との密接な連携に努める。

自立支援センターや巡回相談指導員と関係機関とは、密接な連絡のもとで、自立支援センターへの入所の検討、社会福祉施設への入所案内、その他福祉施策の活用に関する助言等、具体的な助言・指導を行う。

II 地域で取り組むホームレス自立支援

1 市民、地域団体、NPO等の民間団体との連携

(1) ホームレス自立支援推進協議会

市民団体、地域団体、NPO等が参加するホームレス自立支援推進協議会において、ホームレスの実情や個々の問題を把握し、ホームレス対策に関する協議・調整を行う。

(2) NPO等の民間団体との積極的協働

自立支援センターの管理運営など、ホームレスに対し市が行う各種の施策については、NPO、社会福祉協議会等の民間団体のノウハウを活用し、積極的な協働を図る。

2 ホームレス問題への理解促進と人権の尊重

(1) 市民への啓発広報活動

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の普及高揚を図るため、人権啓発活動でホームレス問題を取り上げる。

(2) 幼児・児童・生徒等への人権教育

学校教育・社会教育において、幼児・児童・生徒の発達段階に即し、全教育活動を通して、やさしさ・思いやりの心を育てる等、ホームレス問題を含めた人権尊重の教育を系統的に進める。

(3) ホームレスへの暴力や嫌がらせ等の事案に即した適切な対応

通報や人権相談等を通じて、ホームレスに対する通行人からの暴力・嫌がらせ等の事案を認知した場合には、警察署など関係機関と連携・協力して、事案に即した適切な解決を図る。

(4) 自立支援センター入所者の人権の尊重と尊厳の確保

自立支援センターにおいても、入所者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努め、入所者に対して自立の支援や指導を行う生活相談指導員等関係職員への適切な指導・研修を実施する。

3 公共施設の適正な利用の確保

(1) 公共施設巡視活動の実施

公園その他の公共施設の適正な利用が妨げられる事態を防止するため、道路、公園、河川、高速道路高架下、港湾等の公共施設の管理者において、巡視、物件の撤去指導等を行う。(なお、福岡県管理の河川等については、福岡県と連携して対応する。)

(2) 巡視活動と自立支援センターとの連携

公共施設管理者の巡視活動等においては、巡回相談指導をはじめとする自立支援センターの活動との連携を図る。

特に、河川増水等の災害時においては、ホームレスに被害が及ばないように、早急に対応する。

(3) 法令の規定に基づく監督処分等

必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置を行う。(なお、福岡県管理の河川等については、福岡県と連携して対応する。)

北九州市ホームレス自立支援実施計画（第4次）

年 月 日

北九州市 保健福祉局 地域福祉部 地域福祉推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電 話 093（582）2060

F A X 093（582）2095

e-mail ho-chiikifukushi@city.kitakyushu.lg.jp